

日倉(総)第 0216 号
平成 31 年 2 月 27 日

各地区倉庫協会長 様

一般社団法人 日本倉庫協会
理事長 富 取 善 彦

労働契約法の無期転換ルールの円滑な運用について

無期転換ルールの円滑な運用に関する要請につきましては平成 29 年 9 月 20 日付、日倉(総)第 0123 号信及び平成 30 年 3 月 6 日付、日倉(総)0219 号信にてそれぞれご連絡いたしましたとおりです。

また、これまで厚生労働省においても「無期転換ルール取組促進キャンペーン」の実施や「無期転換ルール緊急相談ダイヤル」の設置など、平成 30 年 4 月以降の同ルールの本格的適用を踏まえた取り組みを行っていたところですが、同ルール適用後、多くの有期契約労働者に無期転換申込権が発生したことから、同ルールについての円滑な導入・運用に向けた社会的関心が高まりつつある状況にあります。

加えて、これから年度末にかけて、契約更新の時期を迎える有期契約労働者が多くなることが想定されますが、契約期間が 3 月末までである有期契約労働者が無期転換申込権を行使した場合、本年 4 月 1 日に無期労働契約に転換することとなりますので、人事制度の検討や就業規則などの関係諸規程の整備が未了の企業は、早急の対応が必要となります。

なお、無期転換ルールへの対応にあたり、同ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止め等を行うことは労働契約法の趣旨に照らして望ましいものでなく慎重な対応が必要です。

こうした背景から、同ルールの円滑な導入・運用が図られるよう、厚生労働省労働基準局長から改めて別紙のとおり通知がありました。

つきましては、この取組の内容について御理解いただき、貴協会会員事業者にご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上